

昭和五年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額300円 6カ月前納制

〈もくじ〉

「社公政権合意」の意味するもの	2
党員はふえたが、代議員数は減少!?	8
右向きに開かれている社公「合意」	9
◇投稿◇	
社会党は党の基本性格を堅持せよ	11
△資料① 社会党千代田総支部青年党員会議参加者一同	
党強化のための申し入れ	12
△資料② 社会主義協会(一月二六日)	
「日本社会党と公明党の連合政権についての合意」	
にたいする意見	16
△資料③ アフガニスタン情勢について	
友好善隣協力条約に則ったアフガニスタン援助	18

■緊急号外・好評発売中■

『道』批判者たちへの反批判——『道』と科学的社会主義の擁護

定価 五〇〇円(郵送費含)

旬刊 社会通信

NO.80

一九八〇年二月一日

一九八〇年二月一日
(毎月一日・二日・三日三回発行)

「社公政権合意」の意味するもの

革新連合政権とは何か

社会党第四回大会でもっとも問題になる「日本社会党と公明党の連合政権についての合意」(以下「社公政権合意」という)は、運動方針では、「八〇年代革新の政治方向」の「1、革新連合政権をめざして」の項のなかに位置づけられ、承認をもとめられている。つまり、この「社公政権合意」は、社会党の路線との関連では、「一九七六年八月、成田前委員長の提唱により、統一綱領の規定する『国民連合政権』の以前の政府として、革新連合政府構想(一步前進、前向き政府)」がうちだされ、七七年二月大会で決定された「革新連合政府」の具体化として位置づけられているのである。

それでは、この「革新連合政府」というのはどういうものであるか。今度の運動方針自身、それを次のように説明している。これはきわめて重要な点であるので、少し長いが全文引用しておく。

「この立場に立って、わが党は『新中期路線』にもとづき、七三年に『国民統一綱領』を決定したのです。同綱領は、七〇年代のわが党のめざす政権は、単独政権ではなく、護憲、民主、中立、生活上ののための国民連合政権として位置づけ、革新諸党派や大衆団体の参加による反独占国民戦線を組織し、その土台の上につくられるわが党を中心とする連合政権であると規定し、わが国の民主的改革の完遂と安保条約を廃棄して、非同盟中立を達成する社会主義への過渡期の政権である、との任務を付与したのです。

しかし、七〇年代後半の政治情勢は、政権党である自民党の急速な退潮にもかかわらず、わが党の長期低落傾向に歯ドメがかからず、野党戦線内部の多党化による対立と混迷もあって、反独占国民戦線の形成が困難となり、短期間のうちでは、その結成が不可能であるとの判断にたつて、一九七六年八月、成田前委員長の提唱により、統一綱領の規定する『国民連合政権』の以前の政府として、革新連合政府構想(一步前進、前向き政府)をうちだし、政治的現実に対応しつつ、国民の期待にこたえて、自民党に代わる革新の連合政権樹立の構想を打ちだしたのです。

したがって、この革新連合政権は、自民党の悪しき遺産である金権腐敗の政治を一掃し、格差、不公平を是正し、経済の民主的改革を進めて福祉型成長を実現するなど、政策の一致を前提として革新的諸勢力が結集し、当面の緊急な国民的諸課題を解決するための連合政権であります。

党は、この連合政権の中心としての任務を果たすとともに、党の主体性を強化し、強固な反独占国民戦線を形成しながら、これを『国民統一綱領』の定める『国民連合政権』へと発展させる努力を引き続きすすめることが要請されることは当然のことです」。

たしかに、「国民統一綱領」のさだめる「国民連合政府」は、護憲、民主、中立、生活

向上の目標で民主主義をブルジョア民主主義の限界まで追求することを目的とするもので、それ自体としては社会主義政権ではない。しかし、それが「社会主義への過渡期の政権」と位置づけられる以上、たんなる政党の連合次元の問題ではなく、労働者階級を中心とする広範な勤労国民を強大な「反独占国民戦線」に組織化し、その組織された力の「土台の上につくられる」政府でなければならぬ。われわれのめざす平和革命が組織された力をもととする革命であり、「国民連合政府」もこの平和革命への必然的な過程を担うものである以上、強大な組織力に支えられなければならない。「社会主義への過渡期の政権」になりえないばかりか、「反革命的な攻撃に耐えられないことは、チリの統一戦線政府崩壊の経験をもみても明らかである。

といっても、労働者階級だけでなく、農民や中小零細業者もふくめて広範な勤労国民を全国のあらゆる戦場や地域で「反独占国民戦線」に組織することは、いつでもできるものではない。そのためには、大衆の活動性がいちじるしく高まるような客観的条件の変化が必要である。すなわち、広範な大衆を共同闘争と統一行動にひきいれるような大衆運動の大きな高揚をうむ特殊の条件の成熟と、そのとき目的意識的に「反独占国民戦線」の組織化を推進しうる日本社会党を中心とする主体的条件の成熟が必要である。

「最後に考えておかなければならぬことは、いまのべたような統一戦線の成立も、いついかなる時期にも成立しうるものではない、ということである。国家独占資本主義の条件のもとで……一般的にはつねに統一戦線の成立を可能にしているが、現実には統一戦線を成立させるには、客観的にも主体的にも、特殊な条件が存在しなければならない。われわれは、統一戦線成立について、その使命について、つねに大衆を説得し、たとえ萌芽形態であってもこれを組織しなければならない。しかし、統一戦線が実力をもった政治闘争の形態となるには、資本主義そのものの危機状態が特に深刻化することがなければならない。働く国民大衆が、単に社会主義者の説得に耳を傾けるだけでなく、彼らの脅で、資本の矛盾を感じ取らなければならない。同時に、国家独占資本の支配体制そのものにも危機感が生まれ、彼らの支配の自信が動揺するような事態とならなければならない。この時、不断にわれわれが説いて止まない統一戦線が、意識的・計画的に企図され、実現される。

しかしながら、このような資本主義の危機の深刻さの度合は、つねに同一ではない。また、われわれの主体的確立の度合によって異なる。したがって、統一戦線の成立と行動とが、私有制の限度内にとどまる必要がなくなり、統一戦線の成立と同時に、独占資本の支配体制から、直接に国家権力を奪取することが、絶無であると考えする必要はない。資本主義の危機が、深刻で、われわれの統一戦線の成立と同時に、社会主義的社会変革を実現させる条件を生んでいることも、予め考慮しておかなければならない。その時、私有制の限度内の変革行動にこだわるのは、社会主義者の義務を忘れた者のすることである。しかし、このような事態を見誤って、行過ぎることは、いうまでもなく慎まなければならない。レニンが『一歩行きすぎても、真理は誤りにかわる』といっている。行過ぎることは、歴史の轍を逆転させることに通ずる」(向坂逸郎「国家独占資本主義と労働者階級の統一戦

線』、『新・私の社会主義』、三二一―三頁)。

このように、それ自体としては私有制の限界内にある「国民連合政府」が、いかなる過程を経て社会主義政権への質的飛躍をとげるかは、そのときの客観的条件と主体的条件の成熟の度合とその有機的關係によって決定される。特殊的条件といっても、統一戦線のばあい、かならずしも革命条件である必要はなく、「危機の深刻さの度合」は、主体的条件との関連においても「つねに同一ではない」からである。したがって、ブルジョア民主主義の限度内に比較的長くとどまらざるをえないような条件のもとで統一戦線が成立することもありうるが、統一戦線の成立と同時に、社会主義革命の客観的条件と主体的条件がうまれていることも、「絶無」とはいえない。「その時、私有制の限度内の変革行動にこだわるのは、社会主義者の義務を忘れた者のすることである。」

しかし、いまのように労働運動もふくめて大衆運動の停滞した現状のもとでは、たしかに今度の運動方針がいうように、「政権党である自民党の急速な退潮にもかかわらず、わが党の長期低落傾向に歯ドメがかからず、野党戦線内部の多党化と混迷もあって、反独占国民戦線の形成が困難となり、短期間のうちでは、その結成が不可能」であることは事実である。しかし他方では、「反独占国民戦線」組織化の条件が客観的にも主体的にも未成熟であっても、たとえば自民党の失政などによって、野党第一党たる日本社会党が中心となって緊急の国民的課題を解決するための連合政府の樹立に努力しなければならぬような事態に直面することもあることも事実である。したがって一九七七年度運動方針は、この観点にたつて「革新連合政府」の性格と任務を次のように規定したのである。

①この政府は、自民党の失政などによって、緊急の国民的諸課題を解決するために樹立されるもので、『国民統一の基本綱領』に掲げる国民連合政府ではないが、それにつながるものである。

②この政府は憲法を現実化することを任務とする。

③この政府の樹立に当っては、「目標と政策」の一致するすべての勢力と個人に門戸を開く。

そして、この七七年二月の第四〇回党大会では、勝間田社会主義理論委員長より次のような答弁がおこなわれている。

「今度の連合政権というものは御存じのとおり、広範な反独占、反自民の統一戦線をつくること、その基盤の上に立って、社会党の中核とする、かなめ政党とする、全野党結集された政権をつくること、その結集の中心は、民主的諸要求によって結集するということ、こういうことが、これが国民連合政権の骨格である。それが先ほどお話のように、北山さんからお話を説明させていただいたように、そういう組織・大衆・基盤、すなわち統一戦線がまだ結成されない未熟な状況の中でも、客観的情勢が進んで、たとえば相手方の自民党が著しい敗退を来し、われわれの陣営が政治的に大きく進出するという条件がきたときには、そのときには革新連合政権、国民連合政権のまだ体制が整わない条件の中でも、われわれが政権を握らざるを得ない条件が出てくるのではないだろうか。この条件の可能性

を今度主張したのが、私は成田発言であると理解いたしておるのであります。

でありますので、私も革新連合政権をつくる場合における主体的な条件がどうか、政策がどうか、その他の条件がどうかという問題を、嶋崎さんのように、大いに積み上げていく、構築していく、という努力は必要と思いますが、その努力は、国民連合政権をつくる努力と同じ努力であって、決してこれとは別のものではない。別のものではない、このことをしっかりと、やっぱり認識しておいていただかなければならぬと思うのであります。

でありますから、何か革新連合政権の主体性づくりと、組織づくりということ、国民連合政権の基礎づくりと主体性づくりと組織というものは別だという考え方は間違いでありまして、やはりそれは一本に貫かれた組織論であり運動論でなければならぬというように私どもは理解していきたいと実は考えるのであります。(第四〇回大会速記録Ⅱ〜一〇五、一〇六頁)

「革新連合政府」と「国民連合政府」とは「一本に貫かれた組織論、運動論でなければならぬ」というこの勝間田答弁もふくめて「革新連合政府」の性格をしっかりと認識し、それを全党に再認識させることが、きわめて重要である。

革新連合への危険をはらむ社公合意

それでは、今度の「社公政権合意」が、この「革新連合政府」の具体化であるかのような本年度の運動方針の位置づけは、はたして正しいであろうか。「革新連合政府」が「国民連合政府」につながるものであり、両者は「一本に貫かれた組織論、運動論」でなければならぬならば、「社公政権合意」も反独占、反自民の全野党共闘の立場にたっていないければならないことになる。ところが、周知のとおりこの「合意」は、日本共産党排除は明記しているが、どこにも「反自民」の連合であることは明記されていない。あきらかに反独占、反自民の立場の事実上の放棄と、全野党共闘路線の変更につながる内容である。しかも、安保、自衛隊、原発など政策面でもかなり後退し、「一歩前進、前向き政府」どころか、「数歩後退、後向き政府」といわれても仕方がない内容になっている。

しかも、この危険性は、「社公政権合意」に先立って合意された公民の「中道連合政権」構想との関連においてみるとさらに明白になる。公明党は、「社公」・「公民」によって公明党を要めとする社会党と民社党のブリッジ共闘が事実上成立したとの認識にたち、「社公」より「公民」優先であることを再三にわたって明らかにしている。この「公民合意」は、いうまでもなく「反自民」どころか、自民党の一部とも連合する真正銘の革新連合構想である。それは民社党が次のような正式見解を発表しているのをもみても明らかである。

「社会党が共産党とはつきり訣別して、自由と民主主義を基本として来れば、これを拒否する理由はない。もちろん、もし自民党が分裂した場合、その一部も、これに賛同する場合もあるかもしれないが、これも同様の理由によって拒むものではない」(『週刊民社』一二月一三日)。

もし、「社公」が「公民」に連動することを許すならば、社会主義政党としての基本的立場を放棄して、社会党自身、反社会主義の保守連合に加担することになるのは火をみるように明らかである。そのことを阻止するためにも、いま民社党の反動的性格を暴露し、批判することはきわめて重要である。民社党は「自由と民主主義」を云々し、公民の「中道連合政権」構想のなかにも「自由と民主主義の擁護について重大な疑義のある日本共産党は、連合政権の対象としない」と明記されているが、あまりにもひどい「タカ派」的発言のために、自民党政府のもとでも解任された栗栖前統幕議長を公認候補にしたり、有事立法を積極的に推進したりするような民社党の方こそ、「自由と民主主義の擁護について重大な疑義」があるといわざるをえない。

自民の一部との連合を明言した武藤政審会長

もちろん、運動方針には、この「公民」との連動についても、民社党とのブリッジ共闘についてもいっさいのべられていない。それどころか、さきにもたように、言葉の上では「『国民連合政権』へと発展させる努力を引き続きすすめる」と述べているが、日本共産党にたいするはすれの非難などもおこなないながら、次のように公明党との政権合意を正当化しているのである。

「わが党は一貫して全野党共闘の追求に努力していますが、しかし政権構想のための基盤勢力の形成については、公明党と共産党との和解なき対立によって、その一致が不可能な現状では、党のとるべき選択の幅は、まず狭き門から入らなければならないのです」。

「狭き門から入る」とは、わが現実主義者たちの「選択」にしては、なんと非現実的な態度であろう。かりに、自民党が過半数を割ったとしても、共産党を排除したままでは反独占、反自民の政権がとれないのは明らかである。やはり、公民の政権構想のように自民党の一部と連合しなければ、政府をつくることはできない。とすれば、それは全野党共闘の放棄になる。だから社公推進派の本音が保守連合にあることは、単純な数合わせで考えても明白である。

ところが、この本音についていえば、一月二十日に放送されたNHKの政治討論会で、武藤山治政審会長が、共産党を排除した連合政権は、自民党の一部と社公民でつくるのが現実的であるという驚くべき見解をすでに明らかにしているのである。つまり、武藤氏が国際勝共連合の事実上の機関紙である『世界日報』の一月一日号の座談会で「仮に連合政権ができるときには、分裂脱党した自民党の一部と社公民とで政権をつくるのが現実的だと思えますね」と述べ、共産党については「政権をとれる際に、四十一の議席が減らないままでは、なかなか社公民だけでは難しい」と発言しているのを、共産党の上田耕一郎氏がとりあげて質問したのにたいして、「当面五年ぐらいを展望したときにもっともおこりうる可能性としては自民党が何十人か分裂することが考えられ、そのときはそれをも糾合した野党戦線で政権をつくりうる」と、あらためて保守連合構想をあきらかにしたのであ

る。

このように問題の本質は、けっして社共をとるか、社公をとるかにあるのではなくて、反独占、反自民の立場を堅持するか、それとも保革連合の立場にたつかかにあることが、いよいよ明らかになりつつある。だから一月十一日の夕、社公推進派の議員の会合では「こうなれば社民連には無理のない時期に復帰してもらい、民社党にも同調を呼びかけよう」とか、「来年からは社会民主主義の新綱領づくりだ」（「朝日」一月三日）などと本音まるだしの発言が続出したと報道されている。

合意した行政合理化

公民の「中道連合政権」構想は、次の通り「行政改革」という名の首切りをふくむ合理化を強行し、それをテコとして、財政再建をはかることが合意されていた。

「①、「行政改革三カ年計画」を策定し、中央省庁の機構改革、国の出先機関の統廃合と公務員数の削減並びに配置転換（定年制問題をふくめ）、特殊法人・認可法人の統廃合と役員的人事・退職金等の改革、各種の審議会の整理などを行なう。また、補助金の洗い直しと国・地方間の行財政再配分を進める。

②、綱紀を肅正するため、予算編成並びに執行の厳正化と会計検査院の権限強化等をはかる。

③、国会に「行財政特別委員会」を設置し、三カ年計画実施後も一定周期で行政改革を促進する。また、行政監察委員（オンブズマン）制度を導入する。

財政再建は、一般消費税は導入せず、行政改革を前提にして、経済の安定成長と不公平税制の是正を柱に、補助金の整理・合理化等によって推進する。そのため、「中期財政計画」を策定する」。

ところが、今度の「社公政権合意」でも、次の通りほぼ同じ内容の合意がなされ、合理化推進の立場にたっていることを、われわれは重視しなければならない。

「①国民の行政に対する要請に対応して、行政改革を実施する。そのため、国の出先機関の統廃合、特殊法人・認可法人の統廃合と役員的人事・給与・退職金等の改革、高級官僚の天下り規制を強化する。中央省庁の機構改革と各審議会の整理を行い、公務員定数の見直し、公務員の横断的雇用と省庁間移動を行う。

②行政監察委員（オンブズマン）制度を導入するとともに、行政改革を一定周期で行うようにする。

③綱紀を肅正し、補助金の洗い直しを進め、予算編成と執行の厳正化、会計検査院の権限を強化する」。

「財政再建は、一般消費税等大衆増税によらず、行政改革による行政経費の節減、補助金の整理、経済の安定的成長による税の自然増収と不公平税制の是正の徹底を柱として、課税の公平・応能負担原則を貫徹し、中期財政計画を策定して財政の健全化をはかる。」

したがって、いま独占資本と自民党政府によってすすめられている「行政改革」に真正面から対決する反合理化闘争をもちあげることをつうじて、この「社公政権合意」の反労働者の本質を、大衆的に明らかにしていかなければならない。

党員はふえたが、代議員数は減少!!

百万党が今度の運動方針でも声高く叫ばれている。しかし、うつろなびぎきになっていく。独占資本・自民党と、職場でも地域でも議会でも真向から対決したたかう、という姿勢がうすれ、資本主義的合理化に反対するたたかいをはじめとした大衆闘争を十分に指導できなくなっているからである。またアジア安保から環太平洋安保へと日米安保体制が拡大強化され、海外出兵の道がきりひらかれようという「リムバック」にたいしてさえ、安保や自衛隊にたいする方針を動揺させて、大衆闘争のよりあげを指導できなくなっているからである。階級闘争の発展を指導しえない、あいまいな方針をかかげる党に、実質的な入党者をふやすことはむづかしい。

もう一つ重大な問題がある。党員をふやせば、党員の権利がいちじるしく縮小されてしまうからである。

第四二回全国大会までの代議員は、すべての党員を差別せず平等として、百人につき一人づつ選出されていた。

ところが、われわれが本誌の創刊号以来深く憂慮してとりあげた「規約改悪」は、結局強行され、その結果、まさにわれわれの警告した通りの事態にたちいたっている。

第四三回大会では、国会議員・党員知事・政令都市市長が一七三名で、全代議員数はそのほぼ三倍の五二五名とされた。それから国会議員等一七三名と県代表四七名を引いた三二六名が全国の党員にたいする「割当分」とされた。つまり党員一四五名につき一人の代議員が「割当分」として選出されたのである。

今次四四回大会では、さらに一段とひどくなっている。総選挙等で、国会議員等は減少し、一五九名になっている。その約三倍として全代議員数四八五名が決められ、国会議員等一五九名と県代表四七名とを引いた残り、「割当分」として、たった二九七名になっている。

他方では、この間に七、五〇〇余名の党員がふえている。かくて、党員一九〇名につき一人の代議員が「割当分」として選ばれることとなった。

四二回大会までの、百人につき一人の選出が、早くも一九〇人につき一人となってしまうのである。国会議員等の数がこのままで、党員が十万人になれば、大会代議員はほぼ四〇〇人の党員のなかから一人しか選ばれなくなるのである。

世界各国のどの社会党、労働者党、共産党、社会民主党をみても、国会議員や知事であることを理由として、議決権のある大会代議員権を差別的に賦与している党はない。

まして、大会代議員の総数を、国会議員の三倍だとか四倍だなどというふうには、国会議員数本位に決めている党など、わが社会党において、過去にも未来にも地球上に存在しないことはない。

日本社会党が、このような党であることを知られたら、世界中の労働者から、「韓国」の国民からも笑われるのではあるまいか。

このような非民主主義的で差別的な党に民主主義を守り拡大するたたかいは真に指導することができるであろうか。搾取され圧迫されている勤労国民の生活と権利を守り拡大するたたかいは先頭に立つことができるであろうか。社会党の右傾化と退廃と不要な迂回はこの「規約改悪」から始まっている。

右向きに開かれている社公「合意」

一月二〇日のNHKテレビの政治討論会「社公」「公民」の政権構想をどうみるか」で、自民党の安部政調会長は、社公民三党が共産党排除の姿勢にあることを評価し、社会党が全野党共闘をはっきり放棄するなら、今回の政権構想は評価できる旨、発言しているが、あたかもこれに答えるように、社会党・武藤政審会長は「自民党が何十人か分裂することが考えられ、その時はそれをも糾合した野党戦線で政権をとることがありうる」と述べた。この両者のやりとりほど鮮明に、今回の社公合意の本質を如実に示しているものがあるまい。

職場や地域の党員や支持者は、本能的に「合意」の本質を感じとっている。

「社会党は何をしているのか」「社会党は労働者のことなんか考えなくなってしまうたのではないか」「もう社会党には投票しない。入党しようと考えていたが、これでは全面降伏だ。ますます魅力がなくなった」「本気で、政権がとれる情勢だと思っているんだらうか」……。

二

公明党と政権構想について協議を開始した時、共産党の扱いが世論の注目の的になった。飛鳥田委員長は『社会新報』のインタビューで、「まず野党第二党と話しあい、次に第三党、第四党と話しあう」と、全野党共闘という基本的な目標を捨てないことを表明したが、「合意」は、「現状においては、日本共産党は、この政権協議の対象にしないことで合意した」という。

共産党と協議したが、協議ととのわずで「合意に達しなかった」ということなら、まだ説得力があるというものだ。が、社会党はそうはしなかった。「政権協議の対象としない」と言っているが、「そもそも話し合いの対象にもしない」というのが真相である。共産党の路線、日常の大衆運動の指導に多くの問題点があることを否定するつもりはない。また、衆院選を前後して、「社民主要打撃」的要素が強まっていることも事実である。そして、社会党が動揺すればするほど、この要素が強くなる可能性は、ますます増大する。社会党の「一九八〇年度運動方針」は、いくつかの理由をあげて共産党とは手を組めないと主張する。

共産党にそうした道をとらせる口実を与えてきたのは、社会党自身の動揺ではなかったか。

しかし、しかも、共産党が社民主要打撃論をとり、社民党がこれを理由に共産党と激しく対立した第一次大戦後のドイツは、結果的にヒトラーのナチス党の抬頭を許し、社民党は共産党と共に血の弾圧をうけたのである。この歴史の教訓から、社会党は何を学ぼうというのだろうか。野党第一党のとるべき任務を何と心得ているのだろうか。

しかも「合意」は、共産党の排除を明記するだけで、自民党を含む他の政党の名は一つもあげていない。この「合意文書」は、共産党に閉ざされているが、他の党には開かれている——そういう「合意」なのである。この「窓」が右向きに開かれているということは、

誰の目にも明らかではないだろうか。

政策の一つひとつが、社会党のこれまでの政策と一致しているか否か——それは二の次の議論であろう。なぜなら、「この『合意』は、よりましな政府の政策を決めたのだから、すべて国民連合政府綱領通りの政策というわけにはいかない。相手がある以上妥協は必要だ」という反論が準備されているからである。問題はいかなる情勢のもとで、いかなる戦略にもとずいて、この「合意」が作られたかにある。

三

「合意」が二党間の話し合いの結果である以上、われわれも妥協はあり得ない、と言うつもりはない。しかし、一つの政党が、綱領から責任をもって示した政策をひっこめるには、それなりの情勢の成熟というさし迫った条件がなければならぬ。果して、現下の情勢は、よりましか何か知らないが、政権がタナボタ式におちて来るような情勢であろうか否である。労働運動の停滞、社会主義運動の四分五裂、他方における自民党の組織作りの前進——衆院選にしても、自民党は得票率を伸ばしたのである——これをもって、野党連合政権が、二、三年あとには目前に来る、と本気で考えるものが何人いるか。「合意」を作った本人たちにしても本気には考えていない。彼らが考えているのは、保革連合政権のオコボレにすぎない。

公明党との不一致点が多い。都知事選をはじめとする昨年の公明党の首長選挙での動向を忘れてはならない。前美濃部与党が、太田には敵対したこと、このことの総括なしに、公明党の方が共産党よりより近いなどと言えるのかどうか。国鉄再建案が公明党にもある。それによれば、「一〇年間で国鉄職員を三五万人にせよ」という。政府や当局は、五年で三五万人をめざしている。「五十歩百歩」とはまさにこのことである。結局は労働者の首切りと労働強化を容認するのだ。また、原発をめぐって社公の意見が対立していることは、「合意」自身が認めている。

四

不一致点は、大衆運動の中で克服されてゆくしかない。社会党が、科学的社会主義の立場から情勢をつかみ、大衆の要求を扱みあげてたたかい続ければ、資本主義の矛盾の拡大が、他の野党の政策を社会党のそれに接近させざるを得ないのである。その時までは、社会党は、自分の党のたてた目標にむけて、個別的な課題で共闘をすすめてゆけばよい。原発についての不一致は、こうした例の一つにすぎない。

「それじゃ間に合わない」——と「幹部」の人たちは言うかも知れない。とんでもない！この協定にもられている程度のことならば、社公の力柄をもってすれば、旬日のうち合意に達することであろう。その内容がどれほど、政策というにふさわしくないかは、「これで実際に政権を担当できると思っているのか？ 農業問題にしてもエネルギー問題にしても将来展望はまったく不明じゃないか」という一党員の言葉に象徴されている。「この政策をもって国民に積極的に語りかける」だけの具体性すらもっていないのである。

したがって、なぜこのように急ぐのかサッパリ理解できないのである。党大会に一カ月もない時期にバタバタと決める必要がどこにあるのか？

当面の参院選が目的か？ それも一つの目的かも知れない。しかし本当の目的は違う。社会党から社会主義の思想を抜きとることである。

◆投稿◆

社会党は党の基本性格を堅持せよ

現憲法は、第九条で「……国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定している。

社・公の「合意」においては、この憲法を守る（社会主義政権以前の政府において）という日本社会党結党以来の基本方針が、借しげもなく半ば棄てられている。「憲法の基本原理」は、たんに「恒久平和主義」に矮小化され、「戦力不保持」（非武装）と「武力不行使」は放棄されている。

自衛隊は、客観的・主体的諸条件を勘案しながら解体するのではなく、当面「シベリアン・コントロールを強化することとし」、将来も「縮小・改組を検討する」にすぎない。将来「縮小・改組」を可能とする諸条件が生まれている時に、なぜ武装解除をせずに、「縮小・改組を検討する」することにとどめねばならないのかわからない。

他の問題についても支離滅裂である。「大企業優先から国民生活優先の財政経済政策に改め、格差、不公平を解消する」ためにも、「完全雇用、福祉の向上、所得の公平な配分をめざし、市場の仕組みを生かしつつも公共的コントロールを行い、福祉型経済成長を計画的に推進する」ためにも、「インフレのない福祉型の経済成長を実現する」ためにも、自民党政府のような政府の公約としてでなく言葉の真の意味の政策として、「革新連合政府」が実行しようとするならば、独占資本とたたかう強大な組織された力を必要不可欠とする。

しかし説明によるとこの「社・公中軸」の「革新連合政府」は、反独占・反自民の国民戦線が成立する以前の、つまりその政府を支える強大な勤労国民の統一戦線が組織される以前の政府にすぎない。独占資本の横暴な手をおさえる力なくして、独占資本と対決それを孤立化させるたかいかいなくして、このような「政策」が「政府」つまり内閣だけでできると考えるのは、夢を見ているのである。

これが一部党幹部の白日夢に終わっているうちは問題ない。しかし、夢と現実とを混同して、独占資本とたたかわずとも、「参加」路線で可能になると幻想するようになれば、もはや看過するわけにはいかない。「中期経済政策」では、四つのレベルでの「参加」の一つとして、国家行政レベルでの「参加」の重要性を強調している。自主管理主義者においては、いつでもどこでも「参加」することはよいことであり、保守政府（または保守・中道連合政府）への「参加」も必要なのである。

日本共産党は、いくつかの重大な点でたしかに誤っている。とくに独占資本の党・自民党に集中砲火をあげせるべき選挙等、政治闘争の決定的な局面において、「統一戦線の仲間」であるはずの日本社会党に、ますますいやらしい独善的な非難・中傷をあげせ、多くの社会党員を「反日共」的にしている。日本共産党にいつまでもこの点の反省がなく、信頼関係がつけられないならば、世界史の教訓が示すように、ファシズムの台頭にむかってさえ国民統一戦線の成立は困難となろう。

しかし、いかに「現状においては」とはいえ、労働者階級の一部を代表し、社会主義政党的の一つである日本共産党を排除しておいて、「現状においては」自民党べったりの民社党と結んだり、独占資本の代理人である保守党の一部と連合するようなことが考えられているとしたら、次の参議院選挙で勝てるどころか、社会党の自殺行為となることは目に見えている。

資料①

党強化のための申し入れ

全電通東京の「要請」の受け入れに反対し、
「社公連合」の政策協定に抗議申し入れます

「社公政策協定」の合意、また全電通労組の十一月三〇日付の「百万党建設推進についての要請」（本誌第七八号資料参照）は社会党員、社会党を愛する労働者、勤労者に「社会党の基本路線の変更につながるのではないか」との大きな不安を抱かせている。一九八〇年一月一九日これらの問題について、社会党千代田総支部青年党員会議参加者一同は「党強化のための申し入れ」を社会党の各上級機関に申し入れた。全文を資料として紹介したい。

（編集部）

党の各上級機関に、次の通り申し入れます。

一、党員の基本的権利として、党の各上級機関に申し入れます

党規約第八条にもとづき、党員の基本的権利として、今回の全電通東京地本「要請」を受け入れるかのごとき党中央、党都本部の動きに対し、断乎反対の立場から意見申し入れするものです。また、先頃結ばれた「社公政策協定」は、党の歴史的闘いを否定した党の生命にかかわる問題であり、後述の通り抗議申し入れます。（注、第八条第三項は「大会にいたるまでのいかなる党機関に対しても提案および意見を提出し得ること」と、党員の権利を規定しています。）

二、全電通を特別優遇するのなら、党として「全電通運動の問題点」について説明されたい

今回の「要請」は、党の弱点である労組機関依存を一層加速させるものであり、「要請」の受け入れに絶対反対です。逆に労組機関依存の「集団入党制」を再検討し、廃止すべきなのです。

またこの「要請」は、全電通東京地本という労働組合機関が、社会主義政党としての党都本部に対して、全電通と党との支持協力関係強化の立場からとはいえ、党内における全電通の特別扱いを要請してきたものでもあります。

私たちは、全電通と同じく総評労働運動を担ってきた労働者階級の一員として、この「特別扱い」を容認することはできません。お互いに一労働者、一党員として、現場から地を這うような日常活動や学習活動を強めることこそが、党を愛し党の強化を願う者の真に取るべき態度ではないでしょうか。

そもそも、全電通労働組合について、党中央・党都本部として、その階級的強化のためいかなる指導、いかなる活動を行なうつもりなのか。

たとえば、昨年末には全電通福島県支部において、組合員全員に対する再確認運動が行なわれたと聞いております。そこで全電通本部より福島県支部内の分会役員に対して求め

られた「誓約書」なるものは、私たちの労働運動における常識をはるかに飛び越えたものであります。(別紙②『誓約書』のコピーを参照されたい)

たとえば、「五、『頸肩腕症候群は合理化病である。従って、何処の職場にいつても治らない』との誤まった方針のもとに、り病者の職種転換を否定するが如き取り組みは、治ゆの促進を阻害する誤まった指導であり、従って、今後は職種転換を促進するよう積極的に対処します」と書かれ、誓約を求められています。しかしながら私たちは、この間の合理化闘争、職業病闘争を通じて全電通本部からは「誤まっている」と言われていますが、頸腕は合理化病であり、治療の条件向上(時間内通院・治療費の当局負担など)と同時に、職場の労働条件の向上によって職業病発生の原因(労働強化)を改善しなければ、他の職場へ逃げても頸腕は治らない、とつかんできました。まず第一に問われるのは、職場の労働条件向上のための反合闘争であり、職場闘争の強化であります。

全電通労組中央は「頸肩腕症候群は合理化病……との誤った方針」と規定していますが、「頸腕は合理化病ではない」とでも考えているのでしょうか。もしそうであれば、職業病り病者は電々公社の職場から追い出されてしまうでしょう。

徹底して労働者の生活と健康を守り、社会主義社会まで突き進もうとするわが党が、こうした全電通内の内部討論について、いかなる見解をもっているのか。党中央、都本部、総支部の見解を明らかにしていただきたい。

また、「誓約書」では、「十一、社会主義協会(向坂派)、社青同について」と題し、「社会主義協会(向坂派)社青同は全電通の敵対組織」「組織として、社会主義協会(向坂派)社青同の『出版物』、『諸会議、集会などの行事』、『まなぶ』雑誌』『社会主義』などの講読』『学習会・講師依頼』など一切の関係を絶ちます」とも誓約が求められています。

全電通労組内において、内部討論を通じて党と異なる考えや方針をもつことは当然ともいえます。しかし、党と支持協力関係にある社青同などについて、ここまで血眼になって「敵対組織」と叫びたて、全分会役員からまで「誓約書」をとるなどの、労働組合運動の範疇をこえたかの全電通労組の現状に対し、党としてはいかに考えるのか。まして、こうした現状にある全電通労働組合を党内において特別優遇するとすれば、その根拠は何か。党各上級機関の解明を求めます。

三、四〇〇〇万の労働者階級とともに、独占資本と闘うことこそ百万党への道

一九七四年以来、六年間におよぶ長期不況は、私たち労働者の「生活と職場」の上に重くのしかかっています。独占資本と政府自民党は、この不況を労働者・勤労大衆からの一層の搾取強化をもって乗り切ろうと、あらゆる職場で徹底した不況合理化、賃下げ、首切り、労働強化を強行してきました。

高齢者の仲間への執拗な退職勧奨は、数十年間働きつづけ、生活を共にしてきた職場をして「あんな職場、辞めてすっきりした」と言わせる程のものでした。そして、今さら新たな職種につけない高齢者の再就職先は、ほとんどが下請けであり、それまでの約半分の

低賃金の生活でした。ある仲間が、それまでは「高齢だから危険」と言われやらなかった、重量物の運搬作業の連続の中で、腰痛になり、半年で再就職先をも退職に追いこまれてきました。今辞めたら生活できないと残っている高齢者は、「スキを見せたら何言われるかわからない」と必死で黙々と働いています。

また、ある職場の頸腕にり病した仲間は「仕事がついし、今の人間関係に耐えられない。この職場でなければどんな苦勞してもやっていける」と辞表を出しました。話を聞いてかけつけた同じ頸腕り病者の仲間は、次のように、苦しいが辞めることのできない実態を話しています。

「自分も辞めたらどんなに楽か、と思う気持ちはある。通院の日は職場では『きょうは早抜けだナ』と朝から言われる。職場の人はきらいだ。だから辞表出した彼女の気持ちがよくわかる。田舎に帰ろうかと考えたこともあったが、転動した人をみるとみんな馴れない仕事をさせられている。まして「頸腕は治った」と言わなければ転動はできない。そんなことしたら身体がもたない。結局、どこへ行っても条件は同じだ、と思う。最近家を買ったが、それは丈夫で働らせるからじゃなく、身体に自信がないからだ。今の自分がカアちゃんと子供たちに残せるのは、土地と家ぐらいだ。自分が死んでも借金は生命保険で何とかなる、と考えて買うことにした」と。

それぞれの職場であらわれ方こそちがえ、どれだけ多くの仲間が「自己都合」「希望」という形で職場を追われていったことか。そして今、現実には多くの仲間が、生活苦、労働苦の中で何とかこの現実から逃げたい、辞めたいと考える程に追いこまれているのです。

党の各上級機関は、こうした労働者階級の生活苦・労働苦の実態と苦悩に対し、いかなる指針を提起しようとするのか。

私たちは、不十分ながらも、こうした労働者の生活苦と労働苦の実態、そして仲間たちの苦闘に学んできた経過をふまえ、今日、党に何よりも求められているのは、四〇〇〇万労働者階級の中に入り、その生命と権利を守るために共に力の限り独占資本と闘うことだと考えます。

資本の不況合理化攻撃のもとで苦闘する四〇〇〇万労働者階級の信頼を得ずして、はたして、どこに百万の党員を求められるのでしょうか。

四、「社公合意」は党の歴史と生命を否定するもの

去る一月十日発表された「日本社会党と公明党の連合政権についての合意」は、私たち下部末端の党員に大変な不安をいだかせるものでした。

「社会党は労働者のことなんか考えなくなってしまったのではないか」（全通の党員）
 「職場の人は、もう社会党には投票しない」と言っている。入党しようと考えていたが、これでは全面降伏だ、ますます魅力がなくなった」（全電通の党支持者の声）
 というのが仲間の卒直な声でした。

党の基本路線の変更が、党中央のみの判断によって行なわれる党内民主主義の問題もさることながら、今回の合意が次の通り、党の歴史と闘いの否定につながる点で、末端の党

員として許すことのできない問題だと考えます。

第一は、共産党排除問題です。

共産党はその路線が誤っているとはいえず、社会党とともに総評労働運動の一翼を担っている労働者階級の党です。労働者の統一闘争の強化に向けて、積極的な路線論争は必要ですが、今回の「合意」のように「日本共産党はこの政権協議の対象にしない」と排除することは、労働者階級の中に亀裂をもちこみ、独占資本を利するものです。

第二は、日米安保条約をめぐる問題についてです。

「合意」では、この項について、「……日米安保条約の廃棄にあたっては、日米友好関係をそこなわないよう留意し、日米両国の外交交渉に基づいて（一〇条手続きは留保）行なうこととする」と述べられています。

我が党は、反安保闘争を国際的な反帝連帯の、そして日本の平和と民主主義を守る闘いの中心的柱として、とりわけ六〇年安保では組織の分裂をも辞さず、故浅沼委員長之死をもちかけて闘い抜いてきました。今日、「韓」国情勢をみるまでもなく、日米「韓」の軍事一体化路線の強化に対し、反安保闘争をますます大衆闘争として闘うことこそ求められています。

「外交交渉に基づいて」とは、こうした反安保闘争を大衆闘争として闘ってきた歴史の否定であり、党の方針と闘いからの重大な逸脱といわざるをえません。

第三は、自衛隊問題です。「合意」ではこの項について

「……当面、自衛隊のシベリアン・コントロールを強化することとし、将来、国民世論と自主・平和外交の進展などの諸条件を勘案しながら、その縮小・改組を検討する」と述べられています。

平和革命を目指す私たちは、敵・資本家階級の暴力装置の中心である自衛隊について、明確に「解散」（『道』）「解体」（『国民統一綱領』）を方針としています。独占資本とマスコミの集中攻撃をうけながら、党が一貫して主張しつづけてきた「非武装中近」の考え方は、この「合意」の中にどう貫かれていのでしょうか。今回の「合意」は党の柱である「非武装中立」「自衛隊の解体」から、あまりにもかけはなれていると断じざるをえません。

私たちが恐れるものは、ただ次の一点であります。党の先輩や同志たちが、大衆とともに闘う中で、営々と築きあげてきた労働大衆の党への信頼が、このような「社公合意」や、労働者一人ひとりの苦しい実態と苦闘からの党の遊離によって、急速にくずされていくのではないか、「百万党」とは逆に、党が幅の狭い小市民の党に転落してしまうのではないか、ということなのです。このために、三点にわたって申し入れた次第です。ぜひ納得のいく説明をされるよう要請します。

一九八〇年 一月十九日

資料② 社会主義協会（一九八〇年一月二六日）

「日本社会党と公明党の連合政権についての合意」にたいする意見

社会党左派の理論集団、社会主義協会は、一月二十六日、「日本社会党と公明党の連合政権についての合意」にたいする意見」を飛鳥田委員長に提出した。一月二十七日付の各紙にその要約が報じられている。したがって、ここではその全文を資料として掲載しておきたい。

（編集部）

一、一九七〇年代とりわけその後半に入つて、日本資本主義の社会・経済的危機は一段と深まり、社会的・政治的不安はますます増大しつつあります。長期不況、インフレ、財政危機、エネルギー危機、青少年の非行化、道徳的・文化的退廃現象と、汚職・疑獄などの政治腐敗がかつてなく深刻なものとなっています。政治面では、二十数年にわたる自民党の単独支配が大きく動揺はじめています。

独占資本（財界）、政府、自民党は、一体となつて、労働者階級をはじめとする勤労大衆にたいする搾取と収奪と抑圧を強めることにより、困難な事態をのりきろうとしています。労働者の賃金抑制、「合理化」による首切り、労働強化、労働時間延長等が強行され、その結果、失業者が増え、労働災害や職業病が増大しています。同時に、物価上昇、実質上の増税や社会保障の改悪、公害・交通災害・自然破壊などによる環境の悪化などがすすんでいます。これらすべてが相俟つて、大多数の労働者階級の状態は、この数年來、改善されるどころかむしろ悪化しています。特に一千万人にものぼる潜在失業者、中小零細企業、下請などの労働者、家内労働者、臨時・日雇労働者などの労働と生活の諸条件は、一段と劣悪なものになっています。大企業の重圧下に倒産・経営悪化を強いられている中小企業者や米作の大幅減反、農産物の輸入増大などによって切捨てられつつある勤労農民も同じ状態にあります。

軍備増強と政治反動の激化による軍国主義復活の危険性もいちじるしく増大しています。このような今日の情勢と労働者をはじめとする勤労大衆にたいする独占資本の搾取と収奪の強化は、革新の要としての日本社会党の責務をかつてなく重大なものにしていると同時に、日本社会党が一貫して掲げてきた反独占・反自民の全勢力を結集するという全野党共闘路線の正しさをますます明らかにしています。

二、今年一月十日、日本社会党が公明党との間で合意した「連合についての合意」は、日本共産党を連合政権の対象から除外するという公明党の要求は受入れながら、日本社会党の基本的立場である「反独占・反自民」の立場はどこにも明記されていません。さらに、公明党は民社党との間で、新自由クラブや自民党から分裂した勢力など保守勢力の一部をふくむ「中道連合政権」構想で合意しています。これらのことから、われわれはこの「合意」が日本社会党が堅持してきた全野党共闘路線の転換につながるおそれがあり、さらに「保革連合」へふみこむ危険性さえはらむと指摘せざるをえません。

飛鳥田委員長は全野党共闘は堅持する（たとえば『月刊社会党』一九八〇年一月号）と確言されています。しかし、一時的な選挙協力と異なり、政権構想は政党にとつてはあらゆる闘争を集約すべき闘争目標であります。その政権構想から野党の一部をあらかじめ排除することは、日本社会党が堅持してきた「排除の論理」はとらないという原則の放棄、さらには全野党共闘路線の転換につながるおそれがあります。飛鳥田委員長の

言明にもかかわらず、マスメディアだけでなく、社会党员、社会党支持者の間にも、そのようなうけとり、社会党への信頼感を喪失しつつある人々が少なくないのは重大であります。

三、このような日本社会党の路線転換につながるおそれのある他党との「合意」を、党大会、中央委員会などの機関決定をへず、かつまた全党の討議をへることなく、中央執行委員会が独自におこなったことは、社会主義政党にとつての生命ともいふべき党内民主主義の観点からいっても、重大であると指摘せざるをえません。民主主義の拡充のためにたたかっている日本社会党が、自己の党内の民主主義を軽視するならば、勤労大衆の信頼を失なうことは必定です。

なお、党の各級機関をはじめ党内で論議をつくさないうまま、このような重大決定をおこなうことは、党员や党支持者の間に混乱を引き起し、参議院選挙にもマイナスの影響を及ぼすおそれがあります。

四、「社公合意」は、全野党共闘路線の転換というだけでなく、日米安保条約や自衛隊、原子力発電などの重要問題で日本社会党が公明党の路線ないし政策に大きく傾いたという印象はぬぐえませぬ。この点でも、従来日本社会党を支持してきた労働者、勤労者の少なからぬ部分に、日本社会党にたいする不信と不満の気持を増大させています。「社公合意」によつて参議院選挙を有利にしようという目的もあるのですが、いま述べたようにこれまでの社会党支持者の社会党離れによつて、日本社会党の参議院選挙闘争自体に、不利な作用を及ぼしかねない事態が生れつつあります。

さきに見たように今日の内外情勢は、日本社会党がこれまで一貫して掲げてきた日米安保条約の廃棄、自衛隊の解体、非武装中立政策や反独占・反自民の基本路線の正しさを、ますます明らかにしています。したがつて、他の野党との選挙協力においてもこのような基本的立場をふまえておこなうことが重要であり、このような正しい基本路線を堅持し全党の活動を強化することこそ、大衆の信頼を高め、党の前進を切り開き、ひいては選挙闘争にも勝利する道だと確信します。

五、現在、保守との連合を考えないとすれば、社公ないし社公民による政権が成立する可能性は全くありません。保守を含め連合政権をつくるとすれば、全野党を結集するほかに道はないといつて過言ではありません。しかし、民社、公明の両党が日本共産党とは政権を共にしたくないという態度を変えないかぎり、この道も当面実現の可能性はないといわざるをえません。

したがつて、今日なによりも重要なことは、政権の対象となる政党の組み合わせを確定することではなく、反独占・反自民の全勢力を結集して、広範な共同闘争（各級の選挙闘争を含め）、大衆運動を組織することです。このような共同闘争の発展を挺子としてのみ、連合政権の基盤が形成されることは、歴史的経験に照らしてみても明らかです。この点からしても、「社公合意」は全野党共闘は放棄しないという執行部の言明にもかかわらず、それを困難にするおそれがあることは否定できません。

以上、日本社会党の正しい前進を強くねがう立場に立つて意見を申し上げます。

一九八〇年一月二六日

社会主義協会

日本社会党中央執行委員長 飛鳥田 一雄 殿

資料③ アフガニスタン情勢について

友好善隣協力条約に則ったアフガニスタン援助

わかりきったことだが、隣国を選ぶことはできない。隣国とは互恵善隣関係を保つよう努力する他はない。これはソ連とそのすべての隣接諸国との関係についても同じだ。さらに、このことは六〇年以上の歴史をもつソ連・アフガニスタン関係によっても実証されている。ちなみに、一九一九年にアフガニスタンの独立と主権を最初に公式承認したのは若きソビエト国家であったし、さらにその同年には、ソビエト国家の創設者V・I・レーニンは米国の一ジャーナリストの質問に答えて、ソビエト・ロシアの対アフガニスタン・対インド、および他のイスラム諸国に対する政策の基本目的は、これら諸国民族の自主的で、自由な発達を全面的に支援することであると説明している。

ソビエト国家のこの外交路線は、一九二一年、一九二六年、一九三一年にアフガニスタンとの間で結ばれた各平等条約においても確認されている。ソ連はアフガニスタンにたいして経済、技術援助を一貫して供与してきた。たとえば、一九二四年から一九三九年までに、アフガニスタンはソ連からの援助を基にして、国内の電信電話線を敷設し、発電所や、この国最大のものをはじめいくつかの製綿工場を建設している。

ソ連の対アフガニスタン援助は第二次大戦後、ますます大規模なものとなった。こうしたソ連からの援助のおかげで、さらにセメント工場やこの国最大の小麦処理コンビナート、ジェラバードの灌漑施設、その他多数の大型経済施設が建設された。

一九七八年四月のアフガニスタン革命の勝利の後、ソ連・アフガニスタン民主共和国の協力関係は質、量ともに大きく変化した。そして、一九七八年一月五日に調印されたソ連・アフガニスタン友好善隣協力条約はこの変化をいっそう促進した。

古きを打破し、新しいものを打ち建てるとは常に苦しく、困難な仕事だ。アフガニスタン革命にも大きな困難が待ちうけていた。国内反動の抵抗に加え、自分の支配圏を拡大し、他民族を踏みにじり、支配しようとする世界の帝国主義反動の外部からの干渉が、この困難をいっそう大きなものにした。

外国からの干渉の危機は、昨年末、とくに増大した。反動勢力が反ソ陰謀をおこなうための手先を見つけ出したことが、状況をさらに悪化させた。この反動の手先こそ、専制的行動で革命事業を破綻させたアミンである。アミンは革命的言辞を弄しつつ、アフガニスタン人民民主党の真の活動家たちを弾圧していった。活動家のある者は銃殺され、ある者は投獄された。行政は混乱し、多くのアフガニスタン国民が相互不信に陥った。

こうした状況のなかで、アフガニスタンの愛国者たちが、寡奪者アミンに抗して立ち上り、この国の革命秩序を回復したのである。そして、「階級、宗教、言語、人種、民族に関係なく」すべての政治犯が釈放された。

権力を掌握したアフガニスタン新政府は、外部からの侵略に対抗するために、緊急の援助を直ちにソ連に要請した。この時もアフガニスタンの援助要請を拒否していたら、六〇年にわたる友好かつ緊密な両国関係の歴史的経験がすべて抹殺され、しかもこの国は外からの反革命勢力によって踏みにじられてしまったであろう。

ソ連はソ連・アフガニスタン友好善隣協力条約に規定された安全保障義務に則り、さらにはこの地域の平和を守るために、アフガニスタンへの援助を決定した。まさにこの決定にたいし、西側諸国の政府首脳とマスコミが攻撃し、アフガニスタン問題について、かつての「冷戦」時代のような騒ぎを演じているのである。この新たな反ソ狂騒劇の主役が、カーター、サダト、サッチャー、そして北京の指導者の面々である。

この新しい反ソキャンペーンの目的は明白だ。米国とその同盟諸国は、イラン革命の窒息を狙ってペルシャ湾、インド洋の米軍の大幅増強と米国の新型核ミサイル兵器の欧州配備計画から、世界世論の注意をそらせるため、この騒々しい反ソキャンペーンをおこなっているのである。

〔APN〕